

その他特記事項

- 1 見積もり書の提出は辞退することができます。このことをもって以降の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。
- 2 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 3 見積書の提出期限は、令和2年2月14日（金）17時までに、~~三重県環境生活部 大気・水環境課~~に必着とします。
*↓
12時までに
窓口みえまで*
- 4 契約書の作成は省略します。
- 5 契約予定者に、見積合せ実施後に(1)から(2)までの書類の提出を依頼する場合があります。（※(1)、(2)については、調達案件によっては、免除する場合があります。）
また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 6 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 7 その他
 - (1) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積に関する事務を担当する課・班に説明を求め、十分ご承知おきください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
 - (2) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
 - (3) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
 - (4) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。